

1. 「お茶の振興法」が成立しました。

お茶の振興に関する法律は、以前から柳澤伯夫先生を中心に議連を作り、検討がなされるなど永年の懸案でした。それらの動きを受け、私が自民党農林部会の野菜・果樹・畑作物等対策小委員会委員長に就任してから、お茶の産地の先生方と一緒に再び検討に着手しました。そして、前国会に自民党が「茶業振興法案」として参議院に提出しました。しかし、残念ながら審議が進んでいませんでした。

今国会になっても、自民党から民主党に働きかけていました。そうしたなかで民主党内でも機運が盛り上がり、与党民主党案が出来上がりました。

その民主党案に改めて自民党はじめ野党が注文をつける形で修正が加えられ、成案が出来ました。その結果、衆議院・参議院で、与野党一致で可決されました。

2. 成立したお茶の振興に関する法律の重点は、次の点です。

一つは、国は、お茶の需要の長期見通しに即した生産量や茶業の振興策を盛り込んだ基本方針を定めます。

それに基づき、各県で振興計画を作ることになります。その振興計画に沿って、お茶の生産や加工に関する国や県の事業や予算が決められることとなります。

二つは、国は、お茶の生産基盤の整備や、加工のための施設整備策についての対策を講ずることになります。その際、生産・加工・流通・販売が一体となった取り組みを推進します。

三つは、国は、お茶の文化の振興や伝統を尊重しながら消費の拡大に努めます。また外国への輸出促進対策も講じます。

四つは、国は、これらに必要な財政措置や支援対策を講じます。

3. 法律が出来たことで、事業の推進や予算の確保が容易になります。

これまでお茶の生産・加工・流通・販売については、法律がありませんでした。今回法律が出来て、具体的な事業の推進や財政措置が法律に明記されたことにより、予算の確保等が容易になります。

大いに期待して下さい。

最後に、この法律は、私が国会議員になって、皆様のご協力を得ながら手がけた初めての法律です。これからも頑張ります。

平成 23 年 4 月 15 日
自由民主党農林部会 野菜・果樹・畑作物等対策小委員会
委員長 山 田 俊 男